

こんにちは。
町長です。

スマート自治体への転換～行政のデジタル化に向けて～



デジタル庁設置や個人情報保護法改正などを盛り込んだデジタル改革関連6法が、本年5月12日に国会で可決成立しました。これを受けて国ではデジタル庁が本年9月1日に発足し、デジタル化が一層促進されることになり、まさに本年はデジタル化元年とも言われています。

市町村の行う公共サービスも時代の変化や生活スタイルの多様化などにより、大変多くのサービスが求められ法令などに定められた行政事務が年々増加傾向にあります。

これらの行政事務を執行するには、多くの職員を確保しなければなりません。昨今の社会経済情勢から町の財政運営も年々厳しさを増しており、行政事務を執行するうえで最大のコストを占めるのは人件費であることから、職員数を簡単に増加させる訳にはまいりません。

そのような中で、今、行政の効率化が強く求められており、「最少の経費で最大の効果」をあげることが喫緊の課題であります。

行政の効率化を図るために、国、地方自治体あげて推進が求められているのは、デジタル・イノベーションであると思います。

市町村は住民に最も身近な行政機関であり、どうしても人的サービスをなくす訳にはまいりません。そこで、行政手続きや事務作業には、できる限りAI(人工知

能)やRPA(ロボテック・プロセス・オートメーション)を活用し、そこでできた時間を人的・個別的対応サービス業務をはじめ、政策立案などの事務に振り向けることや、住民の情報がきちんと把握できれば、一元的画一的ではないきめ細やかな住民ニーズに対応したサービス業務の展開を図ることも可能となります。

政府の考えたとおりデジタル化が進めば、押印や書面による手続きが不要となったり、電子決済の拡大、マイナンバーを介した給付金支給が迅速に実現できることなども期待されます。

市町村では、今回の法律成立により、まず、情報システムの標準化、共通化が求められてくるものと存じます。具体的には、住民基本台帳などの基幹系17業務システムについて国が策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行です。しかし、この既存システムからの移行作業には莫大な時間とコストがかかるなどの課題が山積しています。

また、マイナンバーカードはデジタル化社会の基盤となるもので、国・地方自治体を通じた行政のデジタル化が重要な課題となる中、マイナンバーカードの普及拡大の必要性はさらに高まることから、町民の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

小鹿野町長 森 真太郎